

質問回答書

令和 4年 11月 1日

件名 令和5～9年度神栖市地籍情報管理システム賃貸借及び保守業務

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | 第4章ハードウェアの第23条(1)②周辺機器に「モノクロレーザープリンタ」と記載がありますが、第7章納入品の第32条(4)①には「カラーレーザープリンタ」と記載されています。どちらが正しいでしょうか。 | 先の章の「第4章ハードウェア第23条(ハードウェア)(1)②周辺機器」欄記載の「モノクロレーザープリンタ」を正とします。 |
| 2 | 第22条(データの移行)について、移行対象データには「素図」および「調査図」は存在しないものと解釈してよろしいでしょうか。存在し移行の対象となる場合、各数量(筆数・図面枚数)と、貸与いただけるデータ形式をご指示ください。 | 移行対象データに「素図」及び「調査図」は含まれません。 |
| 3 | 第22条(データの移行)について、各画像データ(PDF)のリンク情報は、現システムから抽出可能でしょうか。データリンク先を判断する材料(Access上に記載有無など)はございますでしょうか。 | 現行のシステムは、筆界点名等の名称からプログラムで直接参照先を検索するように設定しているため、リンク情報の抽出はできません。 |

件名 令和5～9年度神栖市地籍情報管理システム賃貸借及び保守業務

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 4 | <p>第22条(データの移行)について、現在システム上で法務局送付後の地籍成果に対し異動(分合筆等)を行い、その履歴を土地台帳形式で管理されていますでしょうか。管理されている場合、土地台帳データ(異動履歴データ)も移行対象となりますでしょうか。移行対象となる場合はおおよその異動履歴数をご指示ください。また、家系図についても同様に管理の有無、データ移行の有無(必要な場合は数量(相続人数・家系図枚数))をご指示ください。</p> | <p>「法務局送付後の異動履歴」及び「家系図」は管理及び移行の対象外とします。</p> |
| 5 | <p>第28条(データ更新業務)について、各年度調査後資料が揃った時点で「スキャンングおよびデータリンク作業」を実施し、5年間で計5回作業が発生するという認識でよろしいでしょうか。また、【別紙2】中の表題「地権者数一覧」が表中に見当たりませんがこれは「データ化枚数(概数)」の「枚」を「人」に置き換えればよろしいでしょうか。</p> | <p>各年度、作業回数は原則1回とします。ただし、【別紙2】中の地区ごとに分割して作業することも可とします。 【別紙2】中の表題は「地権者数一覧」を「データ化枚数一覧」と読み替えてください。</p> |
| 6 | <p>第28条(データ更新業務)について、積算の為、資料の詳細な状況を確認したく下記の事項についてご指示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各資料のサイズ／片面or両面／資料の単位(チューブファイル〇〇冊等) ・綴じ状況(ホチキス留めの有無／付箋等の有無) ・制約事項(ホチキスや付箋を外せるか否か／作業後元に戻す必要があるか否か) | <p>各資料の情報については次のとおりです。</p> <p>【各資料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイズ…A4 ・片面or両面…片面印刷 <p>【資料の単位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チューブファイル(調査票、閲覧表、各共有者氏名表)…概ね1地区あたり3～4冊 ・フラットファイル(長狭物関係、代理委任届出書)…概ね1地区あたり2冊 <p>【綴じ状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部資料にホチキス留め及び付箋の貼り付けあり <p>【制約事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキャンングにあたりホチキスや付箋ははずしても良い ・作業後は各資料のホチキス留めの状況、付箋貼り付け状況及び並び順等を元に戻すこと(並び順は調査票:地番順、閲覧表:所有者氏名順、その他は原則氏名順) |

件名 令和5～9年度神栖市地籍情報管理システム賃貸借及び保守業務

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 7 | 第32条(納入品)に「地籍情報管理システム1式」とありますが、同じく納入品のデスクトップ型パソコン2台を含めて計何台のパソコンでシステムを使用されますでしょうか。また、それらに搭載するシステムの仕様は全て第3章の仕様の通りという認識でよろしいでしょうか。 | システムの使用は納入品のデスクトップ型パソコン2台と第14条(1)に記載されているスペックのノートパソコン9台の計11台とします。 搭載するシステムの仕様は第3章の仕様どおりとします。 |
| 8 | 第32条(納入品)に「ゼンリン住宅地図データ(Zmap-TOWNⅡ)1ライセンス」とありますが、1ライセンスだと1台のパソコンでしか使用できません。システムを使用するパソコンの台数分ライセンスが必要でしょうか。 | 窓口対応用としての使用であることから、1台のパソコンで対応可能なため1ライセンスとします。 |